

1. 職員の確保等に向けた支援

(1) 応援職員の派遣調整、職員確保に要する費用等に対する助成

【主な対象経費】

- ・ 緊急時の応援に係るコーディネートを担う人材の確保等に係る費用 (※1)
- ・ 応援職員を派遣する場合の旅費や宿泊費用 (※2)
- ・ 感染者が発生した事業所等における各種手当等の支給を含む介護職員の確保に要する費用 (※3)
- ・ 感染者が発生した事業所等における消毒費用、衛生用品の購入費用 (※3)

※1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（都道府県事業）（令和2年度2次補正予算）

※2 社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業（都道府県事業）（令和2年度1次補正予算）

※3 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（都道府県等事業）（令和2年度1次補正予算）

(2) 応援職員のサービス提供に係る報酬請求と謝金等の支払い

- ・ 応援職員が提供するサービスについても報酬請求が可能
- ・ この収入等を活用して、謝金を支払うことを想定

2. 感染拡大の防止に関する取組のノウハウの習得に向けた支援

(1) 職員や利用者、家族が基本的な所作等が習得できる動画

- ・ 「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」
- ・ 「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc

(2) 看護師等の専門職の支援を受ける場合の謝金等の支払いに対する助成

【活用可能な施策】

- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分・都道府県事業）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分・都道府県事業）
- ・ 地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業・市町村事業）

(3) 看護師等の専門職が同行訪問する場合の介護報酬算定（訪問介護事業所）

- ・ 100分の200に相当する単位数を算定可能（利用者又はその家族等の同意が必要）

3. 感染症対策を徹底した上でのサービス提供やサービス再開への支援

(1) マスクや手袋等の購入、研修の実施などのかかり増し費用に対する助成

(2) 介護サービス事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

(3) サービス再開に向けた取組に要する費用に対する助成

【主な対象経費】

- ・ サービス利用休止中の利用者に対する、利用再開に向けた働きかけに要する費用
- ・ 働きかけを踏まえて行うサービス利用再開に向けた環境整備に要する費用

※ いずれも、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（都道府県事業）（令和2年度2次補正予算）による助成

4. 通所系サービス事業所が行う訪問サービスに対するノウハウの提供

【訪問系サービス事業所が支援を行う場合に活用可能な施策】

- ・ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分・都道府県事業）
- ・ 地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業・市町村事業）

※ 上記支援策のほか、介護報酬上の特例として、一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しない等の取扱が可能。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>